

雪国よこて安全安心住宅普及促進事業 Q&A 集

平成 29 年 6 月

横手市 建設部 建築住宅課

1. 【申請について】

(1) 手続きに関すること

Q1: 申請窓口は、どちらでしょうか？

A1: 市建設部建築住宅課(秋田県平鹿地域振興局庁舎 2 階)で行います。

Q2: 申請者と設計者、施工業者の誰が申請に伺えばよろしいですか？

A2: どなたでもかまいませんが、内容が複雑なため、工事内容に詳しい方の同席をお願いします。

Q3: 交付決定前の工事着手は認められますか？

A3: 必要に応じて着手前の確認ができなくなることから、工事着手は交付決定後になります。

Q4: 納税証明書は必要ですか？

A4: 市税関係書類を閲覧することに同意する旨の書類を提出することで省略できます。

Q5: H21 から H24 までリフォーム補助金を利用しましたが今回の補助金にも申請はできますか？

A5: この補助事業は新たに国の交付金を利用していますので申請出来ます。

Q6: 本事業に何度でも申請できますか？

A6: できません。

Q7: 工事内容が変わり補助金額に変更が生じる場合、どのような手続きが必要ですか？

A7: 工事途中で工事内容の変更等により工事費が変更となり、補助金額にも変更が生じる場合は、変更申請の手続きが必要になりますので事前にご相談願います。

Q8: 対象工事額に変更はありませんが総工事費が変更となりました。変更申請は必要ですか？

A8: 補助金額にも影響がないため変更申請の必要はありませんが、完了実績報告時に変更後の見積書と契約書を添付してください。

Q9: 完了実績報告の際に領収書が必要とありますが、全額支払いが済んでいません。実績報告書の提出はできますか？

A9: 請負業者に工事代金全額支払われなければ、完了実績報告書の提出はできません。

Q10: 交付決定後に追加工事として、別の業者と工事契約をした。補助対象工事もあるため変更申請は可能ですか？

A10: 追加となった工事の着手前に変更申請をし、変更交付決定通知日後に当該工事を着手する場合対象となります。ただし、工事が完了し確定通知送付後には追加できません。

Q11: 連名で工事契約し、支払者も複数となる場合、対象となりますか？

A11: 申請者は1名が原則となり、申請者本人が支払う金額分の工事が対象となります。

(2) 補助対象者に関すること

Q1: 親族(親子・配偶者)所有の住宅を同居親族が申請者となれますか？

A1: 同居の親族(親子、配偶者)は申請者になれます。この場合親族関係が確認できる戸籍謄本等が必要になります。

Q2: 親族(親子・配偶者)所有の住宅を別居親族(親子・配偶者)が申請者となれますか？

A2: お互い横手市に住んでいる場合は別居であっても親族(親子・配偶者)であれば申請者になれます。この場合親族関係が確認できる戸籍謄本等が必要になります。

Q3: 申請者が税金を滞納している場合は申請できますか？

A3: できません。滞納が解消されることにより、申請できます。

Q4: 市内の空き家を改修し転居する場合、その改修工事は対象になりますか？

A4: 市外から転居する方も補助対象者に該当しますので、その場合の改修工事は対象になります。その場合、売買契約書等確認させていただき、完了実績報告の際に転居したことがわかる住民票を添付してください。

(3) 補助対象住宅に関すること

Q1: 店舗併用住宅は補助対象住宅となりますか？

A1: 住宅部分の延べ面積が建物全体の延べ面積の1/2以上であれば対象となりますが、店舗部分の工事は対象となりません。

Q2: 別荘などのセカンドハウスは対象となりますか？

A2: 対象となりません。

Q3: アパートなどの借家は対象となりますか？

A3: 対象となりません。

Q4: アパートなど貸家を所有していますが対象となりますか？

A4: 持ち家でないため対象となりません。ただし、アパートや貸家に所有者が住んでいる場合、その居住部分(アパートの一室の専有部分)や複数棟の貸家の内の一棟は持ち家と同じ扱いとして対象とします。

Q5: 住宅以外の物置や車庫は対象となりますか？

A5: 住宅と同一の棟や住宅付属の別棟も対象となります。但し住宅付属かどうかは建築確認と同じ考えとし、道路を挟んでいる場合は対象外とします。

Q6: 法人所有の建物の場合、申請はできますか？

A6: 対象となりません。個人所有の住居が対象となります。

Q7: 所有者が親の兄弟ですが申請できますか？

A7: できません。

(4)他の補助金について

Q1: 秋田県の住宅リフォーム補助と併用できますか？

A1: 秋田県の住宅リフォーム補助金との併用は可能です。

Q2: 介護保険制度を利用して改修を行う場合は併用できますか？

A2: 併用できません。ただし、工事箇所(工事内容)が分離できれば、介護保険制度利用以外の工事は該当になります。

Q3: 他の国庫補助事業と併用は可能ですか？

A3: 当事業も国庫補助金を利用しているため、併用はできません。

(5)工事施工者に関すること

Q1: 市外の業者に工事をお願いしたいが対象となりますか？

A1: 対象となりません。市内業者でお願いします。

Q2: 申請者自ら施工するなど工事請負契約書等が存在しない場合は、申請可能ですか？

A2: 契約書が必須書類であり、申請できません。契約を交わす場合にあっては申請可能です。ただし、労務費などは補助対象外とします。

Q3: 市内の個人の大工さんと工事契約した場合も対象となりますか？

A3: 対象となります。

Q4: 工事契約をした業者が市税等を滞納していた場合対象となりますか？

A4: 対象となりません。滞納が解消されることにより、対象となります。

(6) 資料作成に関すること

Q1: 自分で資料を作成した場合補助対象になりますか？

A1: 対象になりません。

Q2: 施工業者さんと資料作成者が同じ場合でも対象になりますか？

A2: 対象になります。見積書等に資料作成費の項目・金額が分かるように記載したうえ、契約をしてください。

Q3: 資料作成する設計担当者も、市内業者以外は対象にならないのでしょうか？

A3: 市内の業者が対象となります。

Q4: 資料作成費も一部補助ですか？

A4: 資料作成費は 10/10(千円未満切り捨て)で補助しますが、対象工事金額により上限額があります。(要綱別表○)

(7) 現地確認・補助金に関すること

Q1: 対象工事の確認方法はどのように行いますか？

A1: 施工中の写真と使用した製品の出荷証明書等で確認します。また、現地の確認をします。必要に応じて施工中の確認もします。

Q2: 補助金はいつ頃振り込まれますか？

A2: 実績報告書の提出があった後、現地の確認をします。その後、確定通知書をお送りしますのでその書類の到着後、約1ヶ月程度をめぐりに届出のされた口座に振り込みます。(振込み予定日を確定通知書に同封してお知らせします。)

【工事について】

(1) 対象工事に関すること

Q1: 対象となる改修工事の内容はどのような工事ですか？

A1: 雪対策・バリアフリー・断熱性向上・省エネルギーの各項目に該当する工事として、補助金要綱別紙1に記載している工事が対象となります。事前に建築住宅課窓口にて確認をお願いします。

Q2: 工事契約が複数ある場合、補助対象工事費はどのように算定しますか？

A2: 複数ある工事を合算した額を対象工事費とします。

Q3: 新築及び増改築の場合は対象となりますか？

A3: 対象になりません。耐震改修等補助金が利用できる場合がありますので、ご相談ください。

Q4: 仮設の浴室及びトイレ等は補助対象となりますか？

A4: 対象になりません。

Q5: 諸経費は補助対象になりますか？

A5: 対象になりません。

Q6: 仮設工事は対象となりますか？

A6: 対象工事のための直接仮設工事であれば対象とします。

Q7: 申請対象とならなかった場合の設計費の補助は対象となりますか？

A7: 工事費の補助があつての資料作成費補助であり、この場合は補助出来ませんので、事前に問合せした上で申請をお願いします。

Q8: 畳の張替は対象になりますか？

A8: 対象になりません。(バリアフリー化工事、断熱改修工事いずれの復旧工事費においても対象外です。)

(2) 雪対策工事に関すること

Q1: 屋根の葺き替えは該当しますか？

A1: 屋根形状変更に伴う屋根葺工事は該当します。

Q2: 風除室の仕様を教えてください。

A2: 10 m²以下で、構造材は容易に腐朽しない鋼製又は基礎を有する木材とし、面材は容易に破損しないものとしてください。ただし、タキロン等は対象外とする。(準防火地域にあつては建築確認が必要です。)

Q3: 雪止めは対象になりますか？

A3: 対象になります。

Q4: 落雪防止柵や飛散防止フェンスは対象になりますか？

A4: 対象になります。

Q5:融雪のための井戸堀は該当しますか？

A5:屋根雪を融雪するための設備であれば該当します。

Q6:雪囲いは該当しますか？

A6:雪囲いは、建築物ではないため該当しません。

Q7:住宅周り(外部)のロードヒーティングは該当しますか？

A7:住宅の外部であり、対象となりません。

Q8:はしごの設置は該当しますか？

A8:雪下ろし作業の安全を確保するために行う固定式はしご、はしご脱落防止金具、安全带取付装置などこれらに類するものの設置は該当します。ただし、はしごは容易に取り外しができないものとしてください。

Q9:雪害での軒折れ修復は対象になりますか？

A9:対象になりません。

Q10:屋根、外壁の塗り替えは該当しますか？

A10:対象になりません。

Q11:融雪装置の更新工事(ボイラーの更新、不凍液の入れ替え)をしたいのですが対象となりますか？

A11:融雪装置の新規設置工事及び全面交換、増設工事が対象となります。更新工事は通常のメンテナンスや維持管理であるため、対象になりません。

Q12:2階を減築し、屋根勾配を変更(1寸勾配以下または、4寸勾配以上)する場合、対象となりますか？

A12:対象となります。ただし、小屋組の解体と復旧は対象となりますが、2階の柱、壁等の解体は対象になりません。

Q13:融雪装置を屋根に設置し、雨どいにもヒーターを設置する場合対象となりますか？

A13:対象になりません

Q14:太陽光発電と屋根融雪がセットになった商品について、太陽光発電に対する補助金との併用はできますか？

A14:横手市補助金や国庫補助事業の場合同一申請内容について併用はできません。ただし、太陽光部分(対象外)の工事と発熱部分(対象)の工事を分けて、それぞれ申請する場合は併用可能です。

(3) バリアフリー化工事に関すること

Q1: 床の段差解消の基準はありますか？

A1: 県のバリアフリー条例に基づき 10mm 以上の段差を 10mm 未満に段差解消する場合対象となります。

Q2: 玄関までのアプローチ部分(外部)のスロープ設置は該当しますか？

A2: 建築物に付随した物と判断できれば対象となります。事前に打合せが必要です。

Q3: 前述のスロープに設置する融雪装置は該当しますか？

A3: 対象となりません。屋根融雪設備の設置工事のみ対象となります。

Q4: ユニットバスにしたいのですが対象になりますか？

A4: 段差の解消を伴う場合は対象となります。入口部分の断面詳細図を添付してください。ただし、配管や電気工事などの設備工事は対象となりません。

Q5: 開き戸から引込戸への交換工事は対象となりますか？

A5: 引き戸又は折れ戸と同等とみなし、対象とします。

Q6: 段差解消工事でスロープを設置するが勾配等の要件はありますか？

A6: 県のバリアフリー条例に基づき、1/8 以下の勾配としてください。

(4) 断熱化工事に関すること

Q1: 掃き出し窓を腰壁有りの窓にする場合は対象になりますか？

A1: 対象になります。サッシの形状は問いません。

Q2: 建物の一部のみ断熱材を設置する工事は該当しますか？

A2: 外部に面する部屋の壁・床・天井面全てであれば対象となります。

Q3: 現在使用しているサッシのガラスを断熱ペアガラスに交換したいが対象になりますか？

A3: 住宅性能表示基準(等級2)を満たす場合、対象となります。また、二重サッシにする場合も同様となります。

Q4: 高断熱浴槽(ユニットバス)の増設及び新設は対象になりますか？

A4: 対象となりません。既存の浴室を改修する場合のみ対象となります。

Q5: 断熱改修工事において日常使う部屋と使わない部屋(若しくは居室でない部屋)の間仕切壁(内壁)に断熱をして区画したいが対象となるか？

A5: 協議が必要です。

Q6:断熱サッシを増設(新規設置)したいのですが対象になりますか？

A6:開口部は壁に比べ断熱性能が劣るため、サッシの増設は対象になりません。

Q7:断熱材入りの外壁材は対象になりますか？

A7:外壁材のみで住宅性能表示基準「等級2」を満たす。又は、同等の性能を有していると判断できれば対象とします。

Q8:吹付断熱改修工事は対象となりますか？

A8:製品の性能と施工厚さを確認し、一定基準以上の断熱性能があることが確認できれば対象となります。

(5)省エネルギー化工事に関すること

Q1:LED照明の設置は該当しますか？

A1:個人でLED照明の球交換のみの場合は該当しませんが、器具交換等の電気工事が伴う場合は該当します。

Q2:高効率給湯器(エコ給湯)設置は対象になりますか？

A2:対象になりません。(補助金要綱別紙1に記載している工事が対象となります。)

Q3:節水型衛生器具は対象になりますか？

A3:対象になります。非水洗型大便器を節水型大便器に更新する工事が対象となります。(小便器の更新は対象になりません。)

Q4:オール電化やIH式調理器の設置は対象になりますか？

A4:対象になりません。

Q5:ガス器具の更新は対象になりますか？

A5:対象になりません。

Q6:節水型大便器・LED照明器具の増設工事は対象となりますか？

A6:器具が増えると結果的にエネルギー消費量が増えるため増設は対象になりません。

※このほかに、わからないことや聞きたいことがありましたら建築住宅課までお問い合わせください。